

上尾市教育委員会訓令第1号

教 育 委 員 会 事 務 局
市 立 教 育 機 関

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月25日

上尾市教育委員会

教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 推進室長 上尾市教育委員会事務局組織規則第3条第1項の表に掲げる推進室長をいう。

第3条中「中学校給食共同調理場所長」の次に「、推進室長」を加える。

第6条の表教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長の項の次に次のように加える。

推進室長	1 主幹 2 リーダー
------	----------------

第12条の見出し中「及び課長」を「、課長及び推進室長」に改め、同条に次の1項を加える。

5 新しい学校づくり推進室長の専決することができる事項は、別表第1及び別表第2の規定による教育総務部教育総務課長の専決することができる事項のうち上尾市教育委員会事務局組織規則第2条第3項に規定する新しい学校づくり推進室の分掌事務に係るものとする。

別表第1の9の項第3号エ、第4号エ、第5号エ、第7号エ及び第9号エ中「職にある者を除く。）」の次に「並びに推進室長」を加え、同表備考に次のただし書を加える。

ただし、専決事項のうち、新しい学校づくり推進室の分掌事務に係る専決事項については、課長の欄中に表示した○印又は文言は、当該事項について、推進室長が専決権限を有することを示す。

別表第2の3の項第2号ア中「中学校給食共同調理場所長」の次に「、推進室長」を加え、同項第3号教育委員会決裁の欄中「主席主幹以上の職にある者」の次に「及び推進室長」を加え、同項第5号の2ア、第7号イ、第8号エ、第9号イ及び第11号イ中「中学校給食共同調理場所長」の次に「、推進室長」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。